

平成30年第10回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

| | | | | |
|--------------------|--|-----------|------|---------|
| 1 会 議 名 | 平成30年 第10回美瑛町農業委員会総会 | | | |
| 2 会 議 の 日 時 | 平成30年11月1日午後1時22分～午後2時13分 | | | |
| 3 会 議 の 場 所 | 役場4階 委員会室 | | | |
| 4 会議の出席委員 (13名) | 1 番 | 森 平 敏 文 | 2 番 | 古 川 勝 義 |
| | 3 番 | 谷 本 憲 一 | 4 番 | 上 村 昌 規 |
| | 5 番 | 佐 藤 千 代 志 | 6 番 | 大 場 男 |
| | 7 番 | 打 田 佳 史 | 8 番 | 福 家 敏 春 |
| | 9 番 | 平 間 初 美 | | |
| | 11 番 | 荒 川 博 彦 | 12 番 | 斉 藤 幸 一 |
| | | | 14 番 | 只 野 透 |
| | 15 番 | 川 崎 章 道 | | |
| 5 欠席委員 (2名) | 10 番 | 浦 島 規 生 | 13 番 | 谷 口 学 |
| | | | | |
| 6 議事日程 | <p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 議案第1号 平成30年10月19日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>日程第5 議案第2号 土地の現況証明願書の交付について</p> <p>日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(除外)</p> <p>日程第7 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)</p> <p>日程第8 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)</p> <p>日程第9 議案第6号 農用地利用集積計画(案)について(平成30年10月4日公告予定分)</p> <p>日程第10 議案第7号 農用地の買入協議に係る要請について</p> | | | |
| 7 事 務 局 | 事務局長 川 合 実智代 係 長 佐 藤 文 紀 主 任 石 橋 明 奈 | | | |

開 会 宣 告

○事務局長 ただいまから、平成30年第10回 美瑛町農業委員会総会を開会いたします。

本日の会議には、浦島委員と谷口委員から欠席の届け出が提出されております。よって、本日の会議の出席委員は13名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかにりっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話し合い、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、決まりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます

○会長 みなさん、こんにちは。今日から11月ということで、今年は、秋、思った以上にいい天候に恵まれまして、仕事は順調に進んでいるのではないかなと思いますけれども、畑作全般あるいは水稲に至っても、たいへんこう収量が平年に届かないという中で、あんまりいい出来秋ではないなということで心配しているところがございます。

もう皆さん新聞報道でご存じのように、TPP11がたぶん12月いっぱい批准されると。4月が改定時期ですから、4月までが1年というようなことで、農業新聞あたりを見ますと、お米、あるいは畜産、そして砂糖等もそれぞれ関税がなくなるということで、かつてない貿易の自由化が進むのかなとそんなふうに思いますが、国を信用して、日本の農業を守ってくれるという思いで、われわれ自身やるしかないのかなと思いますし、特に美瑛の場合は、若い後継者が大きな夢を持って農業に取り組んでいるところがございますから、どうか、地域のリーダーとして、良い情報を発信し、夢を持たせるような発言をしていただければと、そんなふうに思います。

諸般の報告で書いてますけれども、10月17日に農業担い手研修センターを視察させていただきました。美進小学校の後で名称をそのまま「美進」と、担い手研修センター「美進」ということでスタートをするようでございます。ハウスも2棟新しくなりましたし、教室を宿泊施設に変えまして、佐藤委員も出席してますけれども、本当に研修生、2年研修した後3年目、あそこ出ていくのが辛くなるんでないかなっていうぐらい、素晴らしい研修棟になりました。局長が農林課の方に話して、12月に委員全員で見学をすることになっていきますので、その時を楽しみにしていただければと、そんなふうに思うところがございます。

今日はこの後、産業懇談会ということで、私、もしかすると皆さんに今日の内容等について、触れていなかったかもしれませんが、昨年は農協の組合長が、1時間余りにわたりまして、農協の活動方針ということで発表されたと思います。

今年度は、農協、商工会そして観光協会、町議会議員さん、そして農業委員と5団体が集まりまして、議会以外から各団体、持ち時間10分、質問時間5分ということで、各団体の活動報告を予定しております。それぞれの団体から各団体に質問もしていただくということになっております。局長の方からですね、農業委員にこういう質問が出たときに、こういう答弁でどうだろうかというようなことで、(質問が)出るかどうかわかりませんが、農地の維持ということで、局長の方で農業委員会としてこういう具合に進めますよ、と問いに対する回答を書いています。皆さん共通な話題ですので、もう少し直したらいい、というところがあれば、終わった後、委員協議会の方で、お話をしていただければ、と思います。長丁場の総会、産業懇談会になりますけれども、最後まで、協力をお願いしてご挨拶とします。どうかよろしくお願ひします。

○事務局長 それでは会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長にお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物の配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を、議題とします。本総会の会期は、1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。
本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により3番、谷本委員、9番、平間委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、10月1日、平成30年、第9回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外14委員が出席しております。
2番、10月5日、山井牧場新築牛舎御披露目会が開催され、職務代理が出席しております。
3番、10月17日、農業担い手研修センタープロジェクトチ

一ム施設視察が開催され、会長が出席しております。

4番、10月29日、平成30年第6回美瑛町議会臨時会が開催され、会長が出席しております。

以上となります。

○議長 長 これで、諸般の報告を終わります。

○議長 長 日程第4、議案第1号、平成30年10月19日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を、議題とします。

議案第1号、番号1番から番号14番までについては、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、平成30年10月19日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。

農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主 ■■■■さん、借主 ■■■■さん外13件について、同法第18条第1項のただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■他4筆、面積計■■■■㎡につきましては、貸主 ■■■■さんから借主 ■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、10月10日付けで合意解約です。こちらの土地については、後ほど議案第6号にて売買の申請が上がってきております。

番号2番から番号12番までは、農地保有合理化事業に伴う売買のための解約となり、議案第6号にて審議をいただく案件となります。

番号2番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■外4筆、面積計■■■■㎡につきましては、貸主 ■■■■さんから借主 ■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、9月28日付けで合意解約です。

番号3番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■、面積■■■■㎡につきましては、貸主 ■■■■さんから借主 ■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、9月28日付けで合意解約です。

番号4番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■、面積1万3,244㎡につきましては、貸主 砂田正明さんから借主 ■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借ですが、10月1日付けで合意解約です。

番号5番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■外5筆、面積計■■■■㎡につきましては、貸主 ■■■■さんから借主 ■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借ですが、9月27日付けで合意解約です。

番号6番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■外6筆、面積計■■■■㎡につきましては、貸主 ■■■■から、借主 ■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借ですが、10

月4日付けで合意解約です。

番号7番、土地の表示字名、字[]、地番[]外3筆、面積計[]㎡につきましては、貸主[]さんから借主[]さんへの基盤強化法による賃貸借ですが、9月28日付けで合意解約です。

番号8番、土地の表示字名、字[]、地番[]外1筆、面積計[]㎡につきましては、貸主[]さんから借主[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、10月3日付けで合意解約です。

番号9番、土地の表示字名、字[]、地番[]外2筆、面積計[]㎡につきましては、貸主[]さんから借主[]の基盤強化法による賃貸借でしたが、10月2日付けで合意解約です。

番号10番、土地の表示字名、字[]、地番[]外1筆、面積計[]㎡につきましては、貸主[]さんから借主[]への基盤強化法による賃貸借でしたが、10月2日付けで合意解約です。

番号11番、土地の表示字名、字[]、地番[]外5筆、面積計[]㎡につきましては、貸主[]さんから借主[]の基盤強化法による賃貸借でしたが、10月2日付けで合意解約です。

番号12番、土地の表示字名、字[]、地番[]、面積[]㎡につきましては、貸主[]さんから、借主[]の基盤強化法による賃貸借ですが、9月28日付けで合意解約です。

番号13番、土地の表示字名、字[]、地番[]外18筆、面積計[]㎡につきましては、貸主[]、委任者[]さんから借主[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、10月12日付けで合意解約です。こちらの土地につきましては、後ほど議案第6号にて賃貸借の申請が上がってきております。

番号14番、土地の表示字名、字[]、地番[]の内外10筆、面積計[]㎡につきましては、貸主[]、委任者[]さんから、借主[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、10月12日付けで合意解約です。こちらの土地につきましても、後ほど議案第6号にて賃貸借の申請が上がってきております。

今回提出された全14案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ、土地引き渡し6カ月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長

これより、議案第1号、番号1番から番号14番までの質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 それでは採決いたします。議案第1号、番号1番から番号14番までについて、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第5、議案第2号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。
 議案第2号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、土地の現況証明願書の交付について。
 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった■■■■さんの証明書交付の可否について次のとおり審議を求めるものです。
 番号1番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■外1筆、地目、登記簿畑、現況非農地、面積計■■■■㎡です。土地所有者、申請人ともに美瑛町字■■■■さん。農振農用地区域外、都市計画区域外です。
 この土地につきましては、昭和40年頃まで畑での利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員からの補足説明をお願いいたします。
- 委員 ただいま、事務局からの報告のとおりです。申請人である■■■■さんは、数年前まで営農されていましたが、現在はリタイアしております。周辺地も農地として条件は非常に悪く、この土地も同様と見ました。また、早朝現地確認をしていただき、やむを得ないと考えます。
 よろしくご審議のほどをお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございました。
 議案第2号について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。
- 古川班長 今日の午前中ですね、9時から1班で回ってまいりました。地区担当委員さんから、説明があったとおり、条件が悪いということで、1班しましては申請どおり、問題なしと判断させていただきました。以上です。
- 議 長 ありがとうございました。
 これより、議案第2号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 それでは採決いたします。議案第2号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 日程第6、議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。
 それでは、議案第3号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第3の2、第1項の規定により意見を附すので、審議をお願いいたします。

番号1番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■外1筆、登記簿、現況ともに田及び畑、面積計■■■■㎡。所有者、字■■■■さん、申出者 美瑛町。除外目的は、現況等を考慮しての除外です。許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。

以上で説明を終わります。

- 議 長 番号1番について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。

- 古川班長 今後ですね、農地としては難しいということで、判断させていただきました。以上です。

- 議 長 ありがとうございました。
 これより、議案第3号、番号1番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
 議案第3号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
 続いて、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 番号2番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■、登記簿、

現況ともに畑。面積 [REDACTED] m²。所有者 [REDACTED] さん、申出者 美瑛町。

除外目的は、現況等を考慮しての除外です。許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以上で説明を終わります。

○議 長 番号2番について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。

○古川班長 今後、農地としての活用は難しいということで、班としまして判断させていただきました。以上です。

○議 長 ありがとうございました。
これより、番号2番について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。議案第3号、番号2番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、番号3番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号3番、土地の表示字名、字 [REDACTED]、地番 [REDACTED] 外3筆、登記簿現況、田及び雑種地、面積計 [REDACTED] m²。所有者、字 [REDACTED] さん、申出者 美瑛町。

除外目的は、現況等を考慮しての除外です。許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以上で説明を終わります。

○議 長 番号3番について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。

○古川班長 はい。これもですね、今後農地としては難しいということで、班としましては判断させていただきました。以上です。

○議 長 ありがとうございました。
これより番号3番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第3号、番号3番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、番号4番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号4番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■の内、登記簿現況、■■■■、面積■■■m²。所有者 字■■■■、申出者 美瑛町。
除外目的は、現況等を考慮しての除外です。許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以上で説明を終わります。
- 議 長 番号4番について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。
- 古川班長 はい。これは申請通り、問題なしと班としまして、判断させていただきました。以上です。
- 議 長 ありがとうございました。
これより番号4番について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第3号、番号4番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第7、議案第4、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借の件を議題とします。
議案第4号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借。
農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定申請のあった、貸主■■■■さん、借主■■■■の許可の可否について審議を求めるものです。なお、議案第4号及び議案第5号で審議いただく3案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われま。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと、農業委員会が定める別段面積を超えていることから、要件を満たすと

うことをご報告いたします。

番号 1 番、土地の表示字名、字 [REDACTED]、地番 [REDACTED] 外 31 筆、面積 [REDACTED] m²につきましては、貸主 [REDACTED] さん、借主 [REDACTED] への賃貸借による利用権設定申請です。申請個所は、JR美瑛駅から南東に約 13 kmの個所で、権利設定の理由は、貸主は下記理由により承認願います。借主は法人の営農を確立させるため、借り受けしたいとのことです。

価格は [REDACTED] 万円で、10 a 当たり [REDACTED] 円です。詳細につきましては、議案 7 頁をご確認ください。なお、[REDACTED] につきましては、新規法人となりますので、5 年計画書及び定款も添付してありますので、そちらの資料もご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります [REDACTED] 委員からの補足説明をお願いします。

○ [REDACTED] 委員 はい、今説明のあったとおりでございます。前回も言ったとおり、 [REDACTED] 君は、何年か前に父親を亡くしてそれから順々に、畑また田んぼや何かを増やしていくような形で今まで進んでまいりました。その中で段々、面積も増えてきて、またこれからも借りるということになってきますと、やっぱり法人化したほうがいいんじゃないかという考えを聞いておりました、また福利更生の部分でも、意義のあるものがあるんじゃないかということで、今回こういうような申請になったわけでございます。どうかご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。
これより、議案第 4 号について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第 4 号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、原案どおり決定されました。

○議長 日程第 8、議案第 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
議案第 5 号、番号 1 番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、使用貸借。農地法第 3 条の規定による農地の使用貸借権設定

申請のあった、貸主 ■■■■さん、借主 ■■■■さん他 1 件の許可の可否について審議を求めるものです。

番号 1 番、土地の表示字名、字 ■■■■、地番 ■■■■ 外 27 筆、面積計 ■■■■㎡につきましては、貸主 ■■■■さんから借主 ■■■■さんへの使用貸借による利用権設定申請です。

申請箇所は J R 美瑛駅から北に約 5 km の個所で、権利設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸し付けしたい。借主は自己の営農を確立させるため、申請地を使用貸借により借り受けたいとのこと。詳細につきましては、議案 8 頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■の補足説明をお願いいたします。

○■■■■ ただいま、事務局の説明のとおりでございます。
後継者の■■■■君は、農協青年部の部長など務める、地域または美瑛町を代表する人材と私は思っております。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いいたします。

○■■■■ ありがとうございます。議案第 5 号、番号 1 番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第 5 号、番号 1 番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、番号 2 番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号 2 番、土地の表示字名、字 ■■■■、地番、■■■■ 外 23 筆、面積計 ■■■■㎡につきましては、貸主 ■■■■さんから借主 ■■■■さんへの使用貸借による利用権設定申請です。

申請箇所は、J R 美瑛駅から南東に ■■■■km の個所で、権利設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸し付けしたい。借主は自己の営農を確立させるため、申請地を使用貸借により借り受けたいとのこと。詳細につきましては、議案 9 頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員の補足説明をお願いいたします。

- 委員 はい、今事務局の説明のとおりでございます。
 ■君は、農家をやり始めて2年ぐらいなんですよね。なんですけれども、その前には福祉関係の仕事をしてたんですけれども、そこから農家にやりたいということで戻ってきました。年数でいうと、本当はまだ浅いのかもかもしれません。浅いのかもかもしれませんが、■さんという、農協理事やった人がいるんですけれども、その人が手となり足となり、教えていくような形で20年間頑張っていけるんでないかなと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
- 議長 議案第5号、番号2番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
 【なしの声】
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
 議案第5号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
 【全員挙手】
- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 日程第9、議案第6号、農用地利用集積計画、案について、平成30年11月6日公告予定分の件を議題とします。
 議案第6号、番号1番から番号21番までの件は、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第6号、農用地利用集積計画案について、平成30年第10回、平成30年11月6日公告予定分■さん外20件から所有権の移転18件、賃貸借3件について申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。
 番号1番、■さんから、字■さんへの売買。田1筆、■m²、■円で10a当り■円です。■さんは離農済みで、相続して1筆だけ農地が残っていたため、こちらを処分するものです。
 番号2番、字■さんから、字■への賃貸借。田1筆、■m²、■円で、10a当たり■円です。期間は10年間です。番号1番で売買した農地ですが、■さんは法人構成員のため、売買と同時に法人へ賃貸借するものです。
 番号3番、■さんから字■さんへの売買。畑5筆、■

m²で、 円で10a当たり 万円です。こちらは相続地の処分で、議案第1号、1番で賃貸借を合意解約し、別人へ売買するものです。

番号4番及び番号5番は、字 さんの離農による農地処分です。

番号4番、字 さんから字 への売買。畑4筆、 m²、 円で10a当たり 円です。

番号5番、字 さんから字 さんへの売買。畑1筆、 m²、 円で10a当たり 万円です。

番号6番及び7番は、農地利用集積円滑化事業ですが、法人設立による受け手変更です。議案第1号の13番及び14番で合意解約の通知があったもので、受け手が さんから へ変更になります。

番号6番、所有者 字 さん、円滑化団体、美瑛町農業振興機構から字 への賃貸借。田8筆、畑11筆、計 m²、 円で10a当たり田畑ともに 円です。残期間は約3カ月、平成31年1月27日までです。

番号7番、所有者は字 さん、円滑化団体、美瑛町農業振興機構から字 への賃貸借。畑11筆、計 m²、 円で10a当たり 円です。残期間は約1年1カ月、平成31年12月4日までです。

番号8番から11番は、保有合理化事業による5年間の賃貸借期間が終了し、北海道農業公社から売り渡しになるものです。

番号8番、北海道農業公社から字 さんへの売買。畑8筆、 m²、 円で10a当たり 円です。

番号9番、北海道農業公社から字 さんへの売買。田5筆、畑2筆。計 m²、 円で10a当たり田畑ともに 円です。

番号10番、北海道農業公社から字 への売買。田5筆、 m²、 円で10a当たり 円です。

番号11番、北海道農業公社から字 さんへの売買。田3筆、畑1筆、計 m²、 円で10a当たり田畑ともに 円です。

番号12番から21番は、保有合理化事業の北海道農業公社による買い入れで、前回の総会にて、買入協議について審議いただいたものです。議案第1号の2番から12番で、借受予定者との賃貸借の合意解約しています。

番号12番、 からの売買。田5筆、 m²、 円で10a当たり 円です。

番号 13 番、字 [REDACTED] さんからの売買、畑 1 筆、[REDACTED] m²、[REDACTED] 万円で 10 a 当たり [REDACTED] 円です。

番号 14 番、[REDACTED] からの売買、田 4 筆、畑 3 筆、計 [REDACTED] m²、[REDACTED] 万円で 10 a 当たり田畑ともに [REDACTED] 円です。

番号 15 番、[REDACTED] さんからの売買。畑 4 筆、[REDACTED] m²。[REDACTED] 万円で 10 a 当たり [REDACTED] 万円です。

番号 16 番、[REDACTED] さんからの売買、田 1 筆、畑 1 筆、計 [REDACTED] m²、[REDACTED] 円で 10 a 当たり田 [REDACTED] 万円、畑 [REDACTED] 円です。

番号 17 番、字 [REDACTED] さんからの売買。田 7 筆、[REDACTED] m²、[REDACTED] 円で 10 a 当たり [REDACTED] 万円です。

番号 18 番、字 [REDACTED] さんからの売買。畑 3 筆、[REDACTED] m²。[REDACTED] 万円で 10 a 当たり [REDACTED] 円です。

番号 19 番、字 [REDACTED] さんからの売買。田 1 筆、畑 1 筆、計 [REDACTED] m²。[REDACTED] 万円で 10 a 当たり田 [REDACTED] 万円、畑 [REDACTED] 円です。

番号 20 番、字 [REDACTED] さんからの売買、畑 6 筆、[REDACTED] m²。[REDACTED] 万円で 10 a 当たり [REDACTED] 円です。

番号 21 番、字 [REDACTED] さんからの売買。畑 1 筆、[REDACTED] m²。[REDACTED] 万円で 10 a 当たり [REDACTED] 円です。

以上設定を受けるもの、21 件、6 名、5 法人。設定をするもの 21 件、15 名、2 法人。田 41 筆、26 万 2,570 m²。畑 63 筆、85 万 3,664.21 m²。計 104 筆、111 万 6,234.21 m²です。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第 6 号、番号 1 番から 21 番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。今回 21 件という、数多い案件が出てますけれども、ありませんか。

【なしの声】

○議 長 これで質疑を終わります。採決いたします。
議案第 6 号、番号 1 番から番号 21 番までについて、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第 10、議案第 7 号、農用地の買入協議に係る要請についての件を議題とします。

議案第 7 号について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第 7 号、農用地の買入協議に係る要請について。
農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった、[REDACTED] さんの農用地に

ついて、公益財団法人 北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第 16 条第 2 項に基づき、美瑛町から土地所有者に対して同公社が買入れの協議を行う旨の通知をされるよう、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき、町に要請するため審議をお願いいたします。

なお、本日この要請が決定されますと、農業委員会から美瑛町長に要請を行い、要請を受けた町が基本構想をもとに、申出者と公社に買入協議の通知をすることになります。また、今後の手続につきましては、土地所有者が町から買入協議の通知を受けてから 3 週間の間に、買入協議を行うこととなります。

番号 1 番、申出者は字 [REDACTED] さん、農用地は字 [REDACTED]、[REDACTED] 外 2 筆、計 3 筆、[REDACTED] m²。申出年月日は、平成 30 年 10 月 17 日で、借受予定者は、字 [REDACTED] [REDACTED] です。以上 1 件です。

今回審議をいただいた案件につきましては、買入協議が成立しますと、次回 12 月の総会で集積計画にて公社に売買され、1 月総会以降に認定農業者の方への貸し付けが始まることとなります。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第 7 号について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第 7 号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
以上をもちまして、平成 30 年第 10 回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

平成 30 年 11 月 1 日

美瑛町農業委員長

川 崎 章 道

美瑛町農業委員

谷 本 憲 一

美瑛町農業委員

平 間 初 美